

1. 今後の仮設住宅計画について、わけても、いまだ避難所からの通学を強いられている児童・生徒世帯の為の住まい確保についてお伺いします。

現在、避難所生活を余儀なくされている避難者は6月27日19時時点で、避難所数41カ所、1,346人です。発災から3ヶ月を迎えようとするなか、長期化でストレスが増え、避難者も大変な思いをしておられます。

避難所のことで私が問題だと考えているのは、避難者の皆さんが、市の機械的な拠点避難所への集約により、生活を営んできた地域・校区から遠く離れたところへ出ざるを得なくなったことです。

こうしたなか、避難所から学校に通う児童・生徒の数は、小学生76人、中学生30人の計106人。5月30日時点での調査では161人でしたので、それから比べると減少しているものの、決して少ない数字ではありません。なかでも、遠い校区外の避難所からの登校を強いられている児童生徒が少なからず存在することは問題です。

今現在、校区外避難所から登校している、児童生徒の数は、26名。内訳は、中央区5人、東区8人、西区6人、南区8人、北区はゼロ。通学手段ごとでその距離をみると、保護者送迎による通学で一番遠いのが、中央区の青年会館から東区の二岡中学校までの7.7キロ。徒歩での通学では、東区の託麻公民館から西原中学校までで、なんと4.5キロもあります。毎日、雨の日も片道一時間もかけて歩いて通学していることとなります。

保護者送迎でも、仕事を抱えながら出勤前に時間をつくっての送り出し、そして学校の終業時間にあわせてまた迎えに行くなど、保護者も相応に重い負担を強いられています。

そこでお尋ねします。

まず第一に、こうした校区外から遠距離通学しなければならない矛盾を抱えた児童・生徒の状況をいちおう「数字」の上では、把握されているわけですが、一方で、「各家庭の事情に即した実態」の把握はなされているのでしょうか。とりわけ子どもたちの長期にわたる避難所からの遠距離通学がなぜ解消されないのか、市としてこの問題をどう解決しようとしているのか、お聞かせください。

第二に、その実態を把握した上で、避難所生活解消のためには、住まいの確保が必要です。

これまでに市が用意した住宅は、6月21日現在、市営住宅が555戸、雇用促進住宅が620戸、みなし仮設住宅が4800戸、応急仮設住宅458戸の6433戸。一方で、罹災証明発行件数で住宅支援の要件に合致する件数をみると、全壊が3,276件、大規模半壊が3,504件の計6,780件。これにくわえて一部の半壊判定の世帯も対象になることも考えると、住宅を必要とする世帯が、ゆうに7,000件は超える見込みです。まだまだ生活再建のための住宅は足りません。

しかし、一方で現在提供されている住宅でも、入居が決まっていない戸数が多数あります。とりわけ、配布資料にある「みなし仮設住宅の提供状況」を見れば、提供戸数3,300戸に対し、相談件数が8,945件もあったにもかかわらず、実際に申し込まれたのは、わずか1,511件です。

また反対に、応急仮設住宅の提供で、東区では、54戸の募集に対し140件の申し込みがあります。

こうしたマッチングの問題、住宅のミスマッチについては、被災者側のほうで選択の幅を狭めている、あたかも、えり好みをしている、との言動も散見されますが、今でも過酷な避難所生活を続けている避難者の立場にたてば、これは被災者側の事情だから仕方ない、などと一概に片づけることはできないと思います。

ミスマッチが起きる原因は何なのか、またその解消のためには何が必要であるとお考えですか。お聞かせ下さい。

第三に、避難所での学習環境の整備も気になります。公民館や大型施設等の避難所は、既存の和室や会議室などで一定の学習スペースの確保は可能かもしれませんが、体育館等の避難所では、各避難世帯のスペースは起居することに優先され、学習のための机などを配置することも難しいと思われます。

ある生徒さんからは、受験勉強をしたいのだけれど、避難所では消灯時間の制限やほかの避難者への遠慮から、思うように勉強ができないとの悩みも寄せられています。

避難所での学習環境の現状と、その整備のための取り組みについてどのように検討されているのかお聞かせください

(答弁)

(返し)

遠距離通学家庭の実態については、いまその把握に努めている、とのことですが拠点避難所への集約から、もはや2か月が経とうとしているこの時期の取組みとしては、あまり遅いと言わざるを得ません。先日、私がこの質問をするに際し教育委員会にヒヤリングを行った時点では、各家庭の個別の事情については分からない、というお答えでしたので、まさに、やっと調査に入るとのことだと思います。

質問で紹介した、一時間歩いて通学している生徒さんについては、通っている西原中学校自体が指定避難所になってはいますが、一方で級友たちに避難生活しているところを見られるのはいやだ、というのが校区外の拠点避難所にいる理由のひとつだということがわかりました。無理からぬ理由だと思います。

このように、各家庭にさまざまな事情があり、だからこそ丁寧に実態把握して、その事情に寄り添った支援が必要です。校区内での住居確保が困難な家庭には、たとえば、6月議会でも質問しましたが、地域コミュニティセンターなどの公共施設の利活用なども、教育委員会がイニシアティブをとって関係部局を牽引し、行うべきだと思います。

学習環境の整備についても、学習室が確保されているのは、わずか2施設にとどまっているとのことでした。大半の避難所では、質問でもとりあげましたが、受験勉強に専念できないなど、大変切実な問題をかかえています。学生の派遣などはもとより、日常的に学習できる環境整備を早急に行うべきです。

住宅提供についても、「他都市の罹災状況による応急仮設住宅の入居状況を参考」にしたとのことですが、市長も繰り返し、今までに経験したことのない地震とおっしゃっています。あくまでも熊本の被災者に向き合った対応をお願いします。

また、公営住宅の優先入居については、遠距離通学の世帯も優先入居の対象にすべきと考えます。

2. 次に、地震による宅地被害への対応についてお尋ねします。

6月20日深夜、北区津浦町の急傾斜地で土砂災害が発生、土砂の直撃に遭い、2名の方がなくなりました。せっかく地震の災難から免れたにもかかわらず、こうした二次災害で命を落とされたことに、無念の思いを禁じえません。

私は翌日現場を視察し、近隣の方から当時の状況の聞き取りをいたしました。すると、複数の住民から、土砂災害の原因として、「被害に遭ったお宅の真上にある施設の駐車場で、先の地震により地割れが発生していたが、補修、養生などがなされていなかった。発災から2か月の間に雨水が浸透し、度重なる余震も相まって地盤がゆるみ、この大雨で一気に崩れた。これから雨が続く季節、他でも起こるのではないかと、とても心配だ」との声が寄せられました。

実際の因果関係については、地質調査などに委ねなければならないのですが、豪雨による避難指示が頻発する事態において、住民の皆さんがそう考えるのも無理からぬことだと思います。実際、担当課へ市民の方からの相談件数が増えていると聞いています。

私が住む北区は、立田山など急傾斜地に宅地造成されたところが、とても多く今回の地震では、同様の宅地被害の相談が急増しています。

津浦町の災害の一カ月前、5月中旬に、清水岩倉台に住む方から相談を受けました。相談者が住む急傾斜地の真上の敷地に地震で地割れが発生、しかし土地の所有者は別の場所に住んでおり、また敷地内に立つ借家も、応急危険度判定で赤紙が貼られ空き家になり、誰も管理していない状態でした。斜面の擁壁にもヒビが入っており、相談者が、雨水の浸透が心配と自前で砂利を購入し、お一人で地割れを埋めておられました。一方で敷地に建つ借家のほうも外壁に多数の亀裂、割れた屋根瓦がテレビアンテナを支えるワイヤーに引っかかってぶら下がっているなど、土砂災害だけでなく家屋倒壊の危険にもさらされていました。

私のほうでまず土木センターに連絡、担当課長が現地を視察した結果、緊急性があるということで、相談者および自治会長、近隣住民の立会いをおこないました。

立会いの場で土木センターから、雨水の浸透を少しでも防ぐために応急的に土嚢を積むこと、土地の所有者が不在のため、近隣住民の総意として自治会長が所有者の代わりに土嚢を積むことを許可すること、加えて行政でできることはここまでで、あとはあくまでも所有者の責任であることの説明を受け、自治会長、住民が確認しました。即日、土嚢の手配がなされました。

倒壊の危険がある借家については、私から建築指導課に連絡、課のほうで所有者を突き

止め勧告しました。所有者のほうでは、解体にむけて震災廃棄物対策課に連絡をとっているとのことでした。

それから、一カ月あまり、果たして進捗状況はなにもかわっておらず、唯一変化があったのは、借家の基礎部分のコンクリートの亀裂がひろがっていたこと、電柱から張られていた電線のたるみがなくなりピンと張りつめていたこと、つまり明らかに借家が前回より傾いていることでした。

このように、宅地被害については、行政が手を出せない一方で、所有者のほうでも何とかしたい思いはあっても、個人の資力では土地の補修・改修、家屋の解体がままならない現実があります。国の補助を受けるにしても様々な条件があり、実効性に乏しいのが現状です。

先日死者をだした、津浦町の急傾斜地は、県の急傾斜地崩壊危険箇所となっていました。発災後の4月下旬、国交省が行った調査では、今すぐ二次災害が起こる危険度の低い「C判定」がなされていましたが、死亡災害が occurred。調査から二カ月、相次ぐ余震と豪雨により、地盤の状況は私たちの予想を超える変化を来たしていたのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。

第一に、危険箇所となっているところについては、速やかに、県に対して津浦町のような二次災害が出ないように手立てを求める必要があるのではないのでしょうか。

また、あらゆる場所で二次災害の危険度が上がっていると思われます。予断を許さず、危険個所以外でも地震による地盤の危険度を改めて調査し、危険個所の見直しをする必要があると考えますがいかがでしょうか。

くわえて地盤の改修については、今まで経験したことのない未曾有の大地震です、従来の枠にとらわれない「熊本方式」として、国庫補助の事業にするための採択要件を緩和するよう、あらゆる角度から国に求めていく必要があるのではないのでしょうか。

以上、お尋ねします。

(返し)

県に働き掛ける、国に要望していくとの答弁でしたが、東日本大震災時の仙台市では、市が独自の支援策を打ちだし、国が財政支援をしました。国の支援待ちではなく、市が独自でこういう支援をするから、国にもお願いしたいとい強い姿勢を示さなければ、国に対しての説得力に欠けると思います。市は被災住民に心を寄せて、市独自で最大限の支援をすべきです。

最後にこれは要望ですが、地震による瓦屋根の損壊でいま、多くの世帯が雨漏りに悩まされています。発災後、応急的にブルーシートを張って処置をされたところも、長い間紫外線にさらされ、シート本体やロープ、土嚢などが劣化、破れる事態になっています。瓦を修理したくても、業者も膨大な量の仕事抱えており、順番待ちで修理するめどが立たない状況です。先般来の豪雨で成す術もなく、とうとう天井が落ちてしまったというお宅もあります。せめてシート張替えだけでもしたいのだけれども、という声に応え、市として人的及び経済的支援をしていただきますよう要望致します。